

(新)伊賀市生涯学習推進指針

～誰でも・いつでも・どこでも学び、成果をまちづくりに生かす～



2021（令和3）年4月改定

伊賀市教育委員会

はじめに

2021（令和3）年3月

伊賀市教育委員会

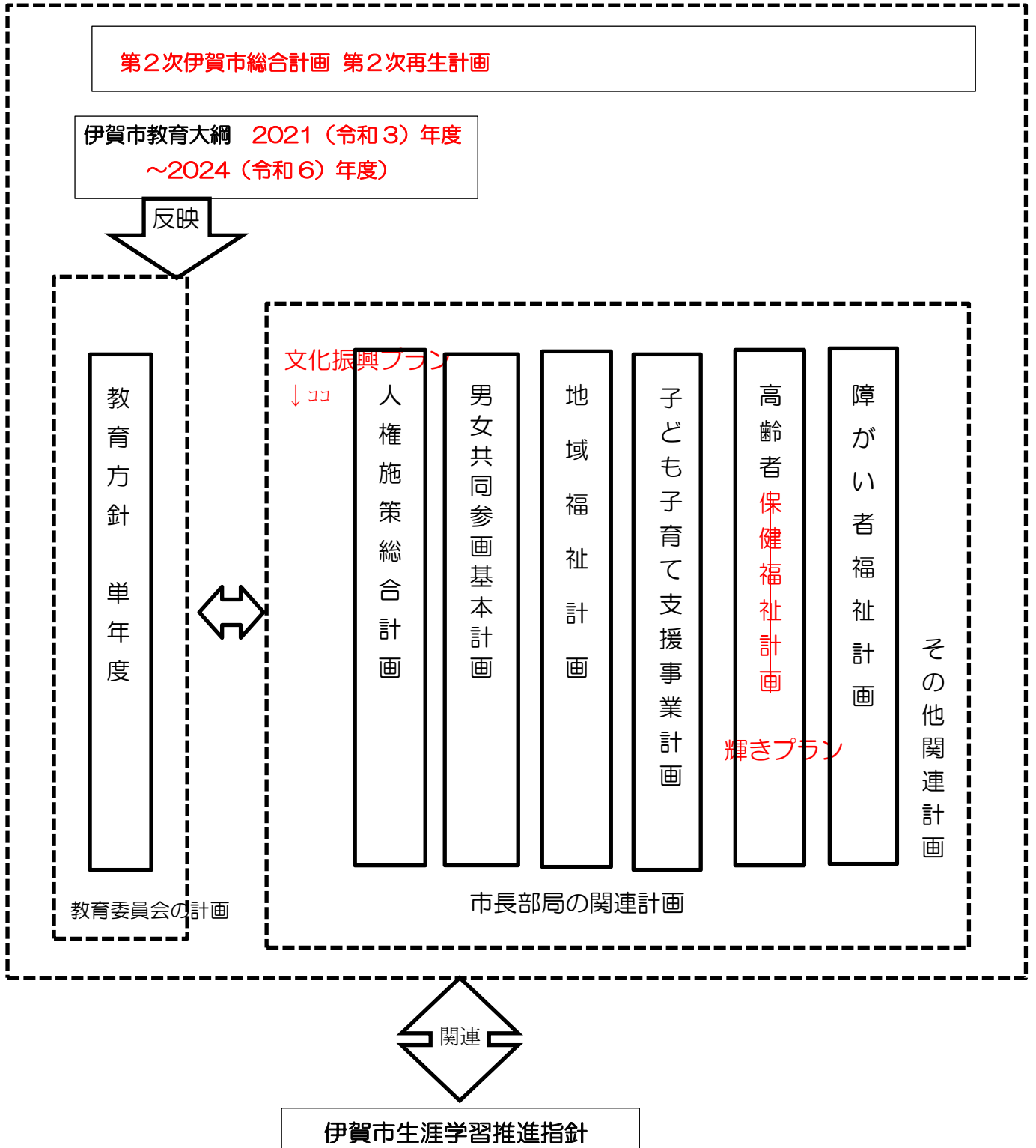
※今後は、「指針」という性質上、期間を設定せず、世の中の動向等を見ながら柔軟に内容の見直しを行っていきます。

目 次

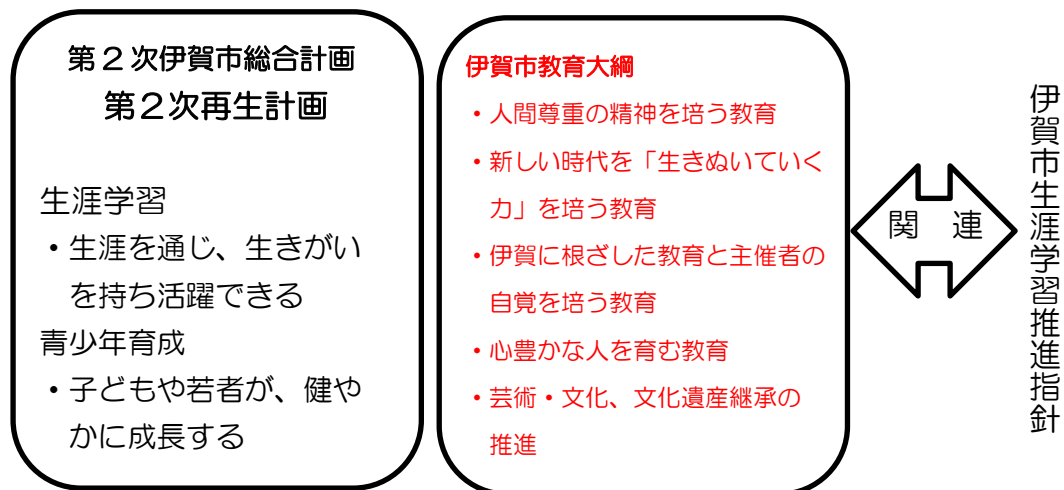
- 1 「伊賀市生涯学習推進指針 2」と伊賀市各種計画の位置づけ・・・ ～
- 2 これまでの生涯学習推進の取り組みと課題・・・・・・・・・・
- 3 課題に対する生涯学習推進の方向性・・・・・・・・・・ ～
- 4 生涯学習推進の体系図・・・・・・・・・・ ～
- 5 指針に基づく施策の実現に向けて・・・・・・・・・・

1 「伊賀市生涯学習推進指針」と伊賀市各種計画の位置づけ

伊賀市生涯学習推進指針は、伊賀市総合計画における教育面での指針となり、本市の各種計画推進に横断的に関わるものです。



第2次伊賀市総合計画第2次再生計画及び伊賀市教育大綱では、生涯学習に関する施策は次のように示されています。



「伊賀市生涯学習推進指針」の策定により、これまでの生涯学習事業をさらに発展させるとともに、今後の時代変化に即した検討・見直しを行い、一層の浸透を図るとともに、第2次伊賀市総合計画第2次再生計画との整合性と他事業との連携を図りながら、生涯学習分野の基本方針としていきます。



今回の指針**改定**にあたっては、先の生涯学習推進大綱に基づく施策の検証から分析した課題、**2016（平成28）年度および2020（令和2）年度**に実施した市民へのグループインタビュー※から抽出した課題をもとに、今後の取り組みの基本方針を検討しました。

※脚注：

2020（令和2）年度グループインタビュー実施の期間 2020（令和2）年9月1日～30日
調査団体 各**地区**公民館でサークル活動を行なっている **72団体**及び来館者（延べ**525名**）

2 これまでの生涯学習推進の取り組みと課題

本市の生涯学習推進事業の計画においては、「生涯学習推進大綱」を2017（平成29）年3月で終了し、その後は、平成30年1月に「生涯学習推進指針」策定し、「誰でも・いつでも・どこでも学び、成果をまちづくりに生かす」という基本理念のもと、生涯学習を推進してきました。

今後も、これまでの「生涯学習推進指針」の理念を継承しつつ、市民が身近なところでさまざまな芸術や文化活動へ参画できる環境を整備するとともに、生涯を通じた自発的な学びができるよう取り組みを進めていきます。また、日頃、生涯学習施設を利用頂いている市民の方々を中心に各学習の課題や思いに関してのインタビューを行い、寄せられた具体的な課題を参考にして、次のように整理することができます。

生涯学習推進大綱から引き継ぐ課題

1. 各世代における人間力の向上
 - ①若い世代への周知啓発・若い世代の参画
 - ②家庭教育の重要性の意識啓発
 - ③子育て・地域に根ざした教育の推進
2. 交流による豊かな人間関係づくり
 - ①行政間や行政と関係団体の連携
 - ②あらゆる提供主体との連携
3. 地域力を活かしたまちづくり
 - ①地域での人材育成・中高生の育成支援
 - ②地域の団体育成・体験活動の推進
 - ③世代を超えた交流活動
4. 地域の歴史・文化・環境の保護・継承と活用
 - ①既存事業の見直し、行政間等の連携
 - ②伝統文化を継承するための事業の展開、地域との連携
 - ③青少年の居場所づくり・男女共同参画の社会づくり人権のまちづくり
5. 生涯学習を推進するしくみづくり
 - ①生涯学習センターの機能充実と他の生涯学習施設との連携
 - ②生涯学習活動をまちづくりに活かす
 - ③市民や地域への情報発信

市民の声による各学習場面の課題

1. 家庭
 - ①子どもの生活リズムの改善
 - ②家族間のコミュニケーション不足
 - ③家庭の教育力の低下
 - ④時間にゆとりがない
 - ⑤外で遊んだり、体を動かすことが少ない
 - ⑥子どもに家庭の一員としての意識づけ
 - ⑦貧困問題
2. 学校
 - ①家庭や地域とのつながりが少ない
 - ②いじめや差別がある
 - ③相手の立場を思いやる人権・**道徳教育**
3. 地域
 - ①地域の人同士のつながりの希薄化
 - ②世代間交流の場が少ない
 - ③地域で活動する人材の不足
 - ④子どもや高齢者を見守る環境づくり
 - ⑤**防災教育や防犯教育の実施**
4. 行政・企業・市民団体
 - ①地域を盛り上げる取り組みやイベント
 - ②異業種間が交流できる場づくり
 - ③専門的知識を提供してもらえる場づくり
 - ④企画内容のマンネリ化
 - ⑤中高生の参加できるイベントが少ない
5. 生涯学習施設
 - ①地域情報の発信
 - ②空き公共施設の有効活用
 - ③講座等の情報提供・共有
 - ④施設の予約方法の見直し
 - ⑤施設設備の不便さ・老朽化
 - ⑥利用効率の低下



3 課題に対する生涯学習推進の方向性



このように抽出された課題に対して、今後本市が各学習場面で実施していくとする生涯学習推進の方向性は次のとおりです。

1. 家庭 ～学びの絆による人づくり～

○家庭や地域における教育力の向上

家庭教育は基本的な生活習慣、倫理観、自立心、自制心、自尊心など基本的な資質や能力を育成するものであり、「すべての教育の原点である」という認識にたち、家庭教育の支援に努めます。

家庭の教育力向上のために、子どもの各成長段階に応じた子育てに関する学習の機会及び情報の提供に努めます。また、家族とのコミュニケーションをも図れる読書をより一層推進していきます。

本市では、「伊賀市子ども健全育成条例」を制定し、家庭、学校、地域における子どもの健全育成活動の推進と環境づくりに努めています。さらに、「輝け！いがっ子憲章」の精神に基づき家庭、学校、地域、企業と連携し、子育て家庭が孤立することがないように、市全体でいがっ子を見守り育てていきます。

2. 学校 ～家庭・学校・地域の連携～

○学校を核とした教育の充実

学校教育は、児童・生徒が生涯にわたる自発的な学習活動の基礎・基本を培う重要な役割を担っています。

本市では、確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育の推進を3本柱に、子どもたちの自立をめざすために取り組むべき努力目標、具体的な取り組み等を学校（園）マニフェストとして作成し、保護者・地域に信頼される学校・幼稚園づくりをめざします。

また、**学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進するために**、地域住民の**学校運営**への参画や地域の教育資源の活用など、**学校教育と家庭教育・社会教育の連携を更に深め、それぞれの持ち味を活かしながら教育の充実に努めます。**

特に、道徳教育については、地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。

3. 地域 ～学んだことを活かしてあう地域づくり～

○子ども・青少年の健全な育成活動の推進

子どもが、地域の中でさまざまな体験や交流を通して学習を積み重ね、成

人としての素地を築き、生きる力を身につけ、人間関係を豊かにすることができるようさまざまな学習の機会や場を提供します。

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、地域で支えあい、育てあう活動を推進するとともに、地域で子どもを育てる環境づくりとして、子どもの育成に対する活動や地域で子どもたちを支えるボランティア活動の支援に努め、リーダーとなる人材の育成を図ります。

また、青少年についても、ニーズを把握したうえで、交流の場、活動する機会を提供します。

○活力ある地域づくりの推進

地域の優れた人材が、自らの社会経験や学習成果を地域社会に還元できる場を設定するなど、地域で活躍できる機会の充実を図ります。単に趣味や教養といった個人の学習だけではなく、周囲の多くの人と関わり、学習により見出された新たな課題を解決するためにさらに学びを深めていく、地域での「学びの循環」の構築を推進します。特に（具体的には）、近年、自然災害や子どもを狙った犯罪が多発していることから（市民から要望が多い）防災教育や防犯教育の実施を支援します。また、学習活動の成果を還元することにより、それがきっかけとなって地域活動への参加、地域のコミュニティづくり、次世代の育成につながるしくみづくりに努めます。

○郷土教育の推進

市民が自分らしい生き方を実現でき、地域社会のつながりを感じながら住み続けたいと思えるまちをめざすうえでは、「古くからの伝統に培われた伊賀独特の歴史や文化」、「自然豊かな郷土」などを再確認することも重要です。

先人たちから受け継がれた有形無形の郷土の資源を活かしながら学び、ふるさと伊賀に誇りと愛着を持ち将来の伊賀を担うことができる力を育てるような生涯学習活動を支援していきます。

4. 行政・企業・市民団体 ～学びあう環境づくり～

○人権・同和教育の推進

全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権・同和教育が果たす役割は大変重要です。学校や社会現場、生涯学習関連施設での学びだけでなく、あらゆる機会を捉え、関係部署と連携し、地域の実態に応じてあらゆる人権課題に関する学習を充実させ、人権尊重の意識の高揚とその推進に努めます。さらに、行政と家庭や地域、企業・事業所などが主体的に参画し、幅広い市民が参加できる人権学習の体制づくりに努めます。

○現代的(公共的)課題に対応した学習の推進

少子高齢社会における地域づくり、**地域防災・安全**、主権者教育、男女共同参画、人権(差別・虐待・貧困・排除)、環境保全、消費者問題といった現代的課題にも取り組み、一方的な知識の伝達にとどまらず、その成果を具体的な実践につなげていけるよう関係部署や団体と連携・協働していきます。

○生涯学習の機会や場の提供を図り、相談体制を充実

国籍や文化、様々な背景や価値観を持った市民一人ひとりが社会の変化に柔軟に適応し、積極的に生きがいを求める豊かな人生が送れるよう、あらゆる年齢層に応じた学習内容の提供に努めます。また、生涯学習に関する情報を整理すると共に、広く市民に情報提供をします。さらに、地域指導者の育成に努め、地域活動の多様な相談に応じられるよう地域の学習支援体制の整備を図ります。

5. 生涯学習施設 ～学びあう場づくり～

○生涯学習活動

公民館は伊賀市公民館条例に基づき、市民が集い、学び、コミュニケーションを結ぶ場として位置づけてきましたが、**今後は、地区市民センターなど身近なところを生涯学習活動の拠点として、地域住民のニーズに合わせた地域の自主自立による活動が行える体制づくりを積極的に推進し、地域に根ざした生涯学習事業の充実を図ります。**

さらに、今後の社会的課題にも対応できるよう、きめ細かく地域の学習活動を推進するために、地域での課題解決や学び合いに向けたリーダー養成講座を開催し、地域での人材育成につなげていきます。

○魅力ある図書館づくりと読書活動の推進

図書館の役割や必要性について市民の理解が深まるよう、図書館を利用したイベントなどを企画し、市民ニーズを的確に把握しながら、魅力ある図書館づくりを目指して、新しい図書館の整備を進めます。また、読書活動を推進するため、家庭や学校等と連携し、子どもが自ら進んで読書に親しめる環境を整えていくとともに、**全ての市民がどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、図書自動貸出や予約本自動受取等サービスのIT化を進めます。また、市内で活動する読み聞かせボランティアグループの育成や支援にさらに取り組みます。**

○生涯学習施設の充実

生涯学習施設とは私たちが学習活動を行う場を指しますが、同時に各施設

では各々の専門性を活かし、さまざまな学習活動の支援を行っています。

本市では、生涯学習センター（ハイトピア伊賀5階）をはじめとし、スポーツ施設（体育館・運動場など）や上野図書館などの生涯学習施設のほか、身近なところで自由に利用出来る施設を備えています。これらの施設については、本市の公共施設最適化計画に基づき類似施設を統合するなど適正化を図りながらも、施設を有効に活用し、誰もが利用しやすい施設をめざします。

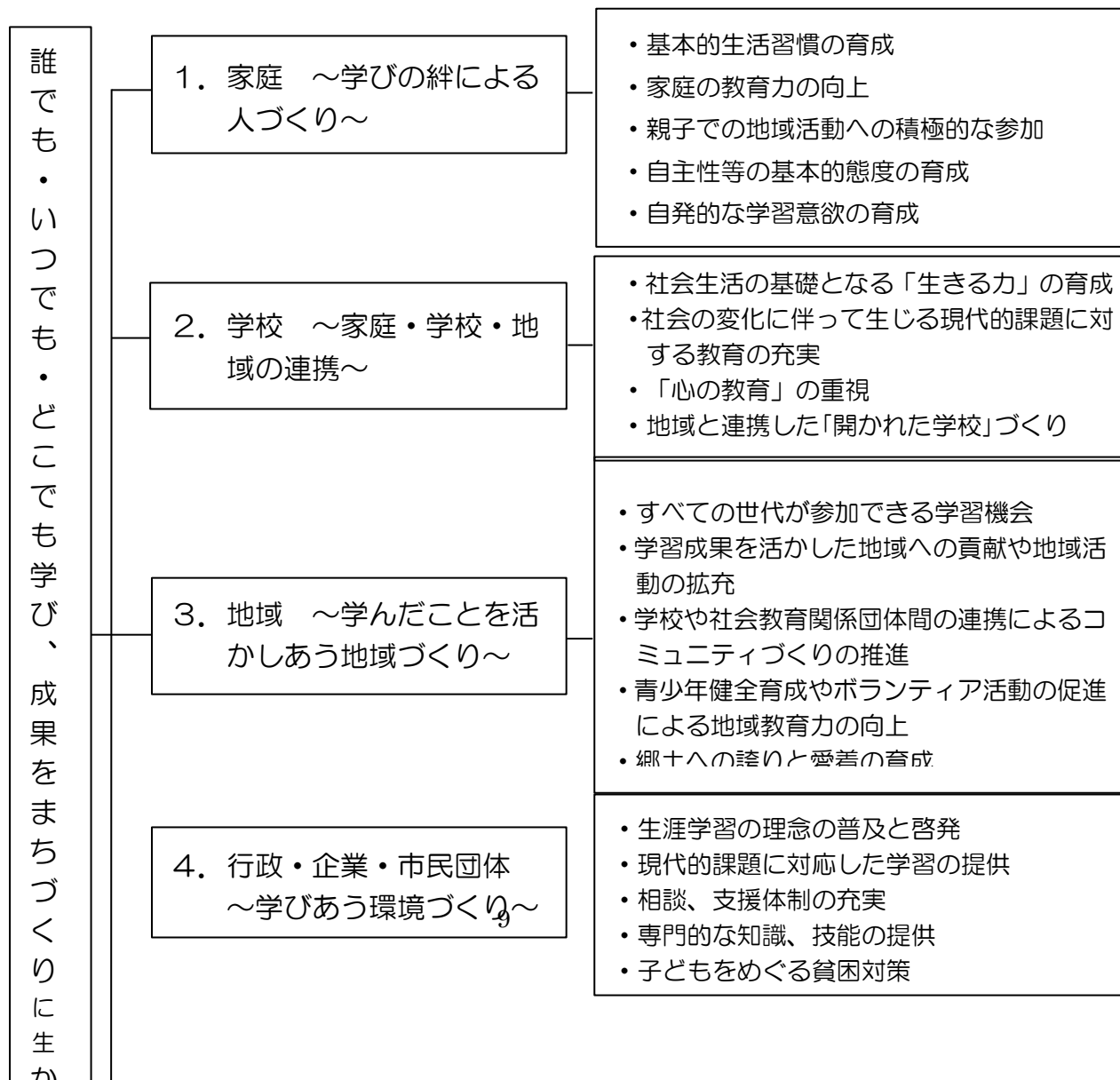
今まで普通に出来ていたことが出来なくなった原因である新型コロナウイルス感染症については、ウィズコロナやアフターコロナ社会に向けた新しい生活様式の時代へ対応するためには、ケーブルテレビをも含めた情報通信技術（オンライン）の利用や対面形式での講座など使い分けての生涯学習事業の持ち方が益々重要になることから、施設内のwi-fiなどIT環境の充実に努めます。

4 生涯学習推進の体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性】

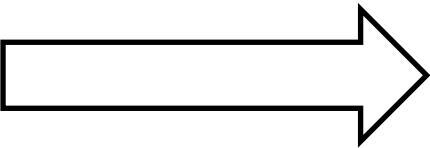


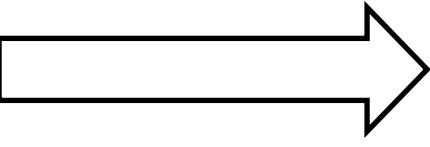
5. 生涯学習施設
～学びあう場づくり～

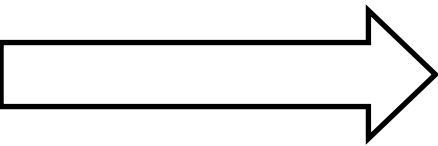
- ・市民ニーズに応える学習機会の提供
- ・使いやすい生涯学習施設の整備
- ・学習情報提供の充実に向けた関係施設間のネットワークの活用推進
- ・学習成果が活かせる場（機会）づくり

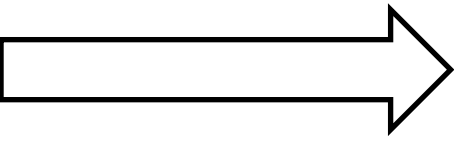
○この指針では、伊賀市全体を範囲としたものを「まちづくり」、住民自治協議会や自治会を範囲としたものを「地域づくり」として表記します。

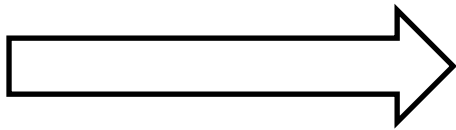
【施策に対応する事業】

- 
1. 家庭 ～学びの絆による人づくり～
- ・「輝け！いがっ子憲章」の意識啓発
 - ・子育て支援の充実と読書習慣の普及
 - ・生活習慣や運動習慣の育成
 - ・家庭教育に関する支援

- 
2. 学校 ～家庭・学校・地域の連携～
- ・基礎的学力の向上
 - ・体験活動等の実施
 - ・相談体制の整備
 - ・人権・同和教育の推進
 - ・健康教育と食育の推進
 - ・今日的課題に対応した学習の実施
 - ・家庭や地域との連携の推進

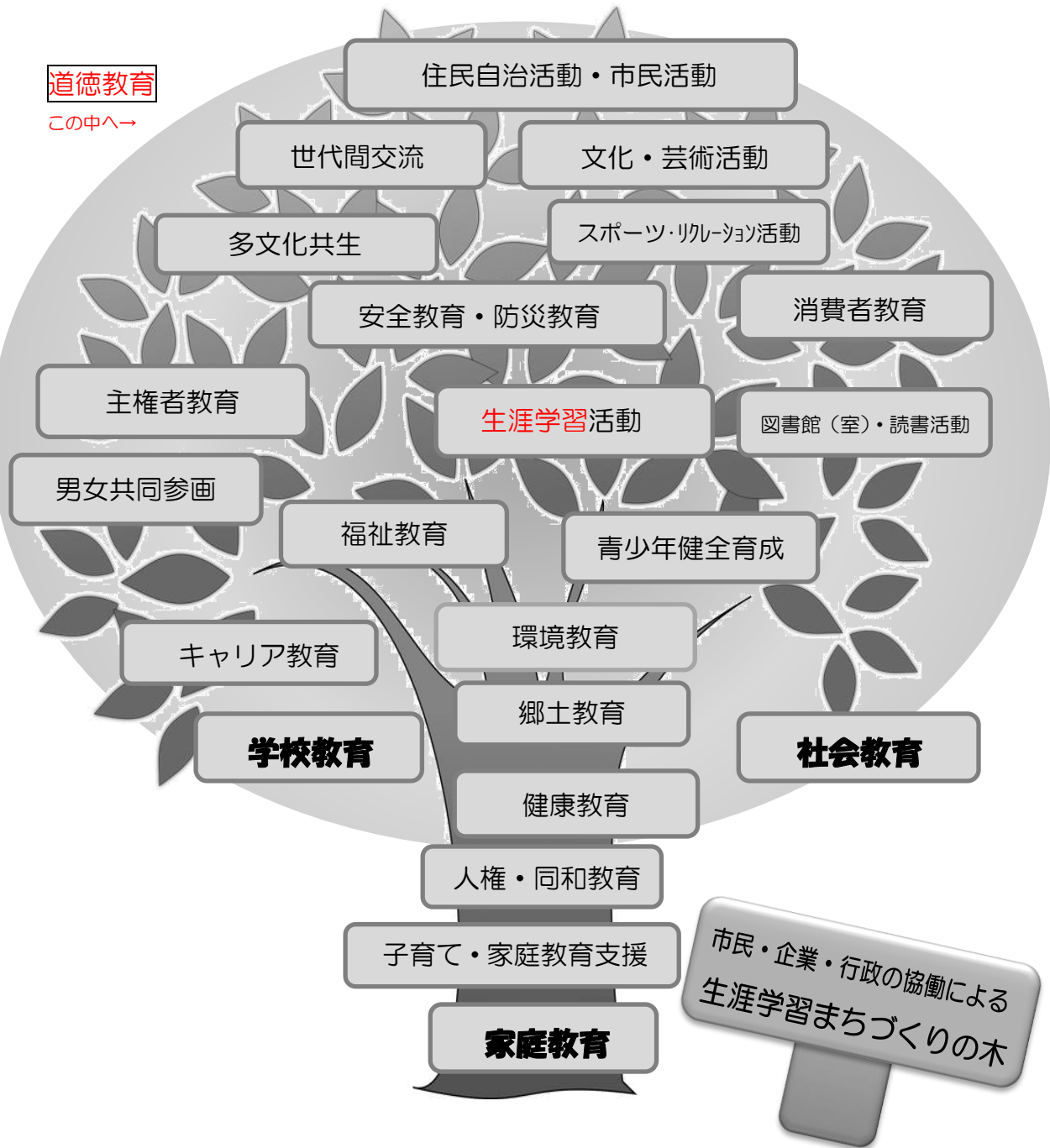
- 
3. 地域 ～学んだことを活かしながら地域づくり～
- ・地域における子どもの健全育成
 - ・健康教室・**防災及び防犯教育の推進**
 - ・多世代にわたる地域住民の交流
 - ・地域活性化に向けた人材育成
 - ・郷土への誇りと愛着の育成
 - ・地域の資源を活かした事業

- 
4. 行政・企業・市民団体 ～学びあう環境づくり～
- ・関係機関が行う事業
 - ・市民ニーズに応じた事業
 - ・生涯学習のリーダーや**ボランティア**の育成
 - ・人権・同和教育の推進
 - ・相談体制の充実
 - ・生活困窮者世帯への支援



5. 生涯学習施設 ～学びあう場づくり～

- 生涯学習センターの機能向上
- 地区市民センターや文化財施設、スポーツ施設の有効的活用
- 学習成果（発表の場）の開催の促進
- 施設のwi-fiなどIT環境整備と利用促進



左ページの絵は、伊賀市の生涯学習推進体制を「学びの木」に表しました。

この「学びの木」が健やかに育まれるように、本市に生まれ育つ子どもたちの家庭教育支援から、学校教育の充実、成人や高齢者の社会教育の充実まで、家庭、学校、地域、行政の連携・協力を図りながら、さまざまな学習環境を整えていきます。更に、「学びの木」が豊かな実をつけ、学習成果をまちづくりに生かすことができるようにします。

誰でも・いつでも・どこでも学び、成果をまちづくりに生かす

5 指針に基づく施策の実現に向けて

本指針では、基本理念「誰でも・いつでも・どこでも学び、成果をまちづくりに生かす」を掲げ、以上に示した方向性と基本目標（ページ記載）にもとづいて、今後も市民の声に耳を傾け、ある程度の受益者負担をお願いしながら、市民の生涯学習活動を推進していきます。

なお、今後の生涯学習の推進状況については、第2次伊賀市総合計画第2次再生計画で毎年度全庁的に各施策を評価しているため、第2次伊賀市総合計画第2次再生計画の進行管理の中で行います。

また、2015（平成27）年の「国連・持続可能な開発サミット」において掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も取り入れていきます。

